

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
令和7年 6月 30日	
松山市長 野志 克仁 様	
提出者	
松山市北梅本町甲184番地 オオノ開発 株式会社 代表取締役 山下 裕二 電話番号 089-976-1234	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	オオノ開発 株式会社
事業場の所在地	松山市北梅本町甲184番地
計画期間	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	06 総合工事業
②事業の規模	資本金 7,000万円
③従業員数	424名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙 産業廃棄物処理工程図参照

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項参照

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（ 6 年度）実績】 別紙1のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(これまでに実施した取組) 産業廃棄物の適正処理を確保する為、関連する法令その他の規制を遵守するとともに、行政の環境施策に協力する		
② 計画	【目標】 別紙2のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 廃棄物の発生量の大部分は解体工事での発生であり、発生量そのものを抑制するのは難しい よって、発生したものの徹底した分別を行うよう努める		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 排出時の徹底した分別を実施
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 「フレップとうおん」での再生利用、減量率の向上を図るため、排出現場における分別解体の徹底を図る

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（ 6 年度）実績】 別紙1のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 排出現場での分別		
② 計画	【目標】 別紙2のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 従業員に対して、廃棄物管理の方法、分別解体の方法、また、現場 搬出後の廃棄物の処理方法を定期講習会を実施することにより取り 組む		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（ 6 年度）実績】 別紙1のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t
② 計画	【目標】 別紙2のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 最終処分量を減らすべく徹底した中間処理を行えるよう努める		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現状	【前年度（ 6 年度）実績】 別紙1のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
	排出現場における分別の徹底		
②計画	【目標】 別紙2のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
	最終処分率の低減を図り、再利用率を高める		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（ 6 年度）実績】 なし		
	産業廃棄物の種類		
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処 理 委 託 量	t	t
	(これまでに実施した取組)		

(第5面)

②計画	【目標】 なし		
	産業廃棄物の種類		
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

令和 6 年度の産業廃棄物発存量 (実績)

(単位: t)

項目 産業廃棄物の種類	①産業廃棄物の排出の抑制に関する事項	②自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項	③自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項		④自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項	⑤産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
	産業廃棄物の搬出量	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量		優良認定処理業者への処理委託量	再生利用業者への処理委託量	認定熱回収業者への処理委託量	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量
産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	215		194	21				
	木くず	4,342	1,737	2,475	130				
	金属くず	11,974	11,974						
	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	1,591		40	1,551				
	がれき類	49,816	48,322		1,494				
	安定型混合廃棄物	59		28	31				
	管理型混合廃棄物	1,232		585	647				
	鉱さい	12			12				
	汚泥	762	762						
	燃え殻	384			384				
	廃油	30		30					
	紙くず	6		6					
動植物性残渣	1		1						
繊維くず	4		4						
廃アルカリ	9		9						
合計	70,437	62,795		3,372	4,270				

令和 7 年度の産業廃棄物発生量（目標）

（単位：t）

項目 産業廃棄物の種類	①産業廃棄物の排出の抑制に関する事項	②自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項	③自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項		④自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項	⑤産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
	産業廃棄物の概出量	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	自ら埋立処分又は海洋投入を行った産業廃棄物の量	全処理委託量			
						優良認定処理業者への処理委託量	再生利用業者への処理委託量	認定熱回収業者への処理委託量	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量
廃プラスチック類	204			185	19				
木くず	4,124	1,650		2,350	124				
金属くず	11,375	11,375							
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	1,511			38	1,473				
がれき類	47,325	45,905			1,420				
安定型混合廃棄物	56			27	29				
管理型混合廃棄物	1,170			556	614				
鉱さい	11				11				
汚泥	723	723							
燃え殻	364				364				
廃油	28			28					
紙くず	5			5					
動植物性残渣	0.9			0.9					
繊維くず	3			3					
廃アルカリ	8			8					
合計	66907.9	59,653		3200.9	4,054				

オオノ開発株式会社

1. 当該事業場において現に行っている事業の概要

(1) 資本金

7,000 万円

(2) 従業員数

424 人

(3) 事業内容

- ・ 山土販売
- ・ 重機車両特殊車両リース
- ・ 土木工事
- ・ 鳶、土工事
- ・ 地盤改良工事
- ・ 解体工事
- ・ 廃棄物収集運搬処分

(4) 環境に対する基本理念

当社では、環境に関わる様々な事業を展開しています。

今、地球規模で進行する「自然環境」の問題に取り組み、解決の道を探り、次世代に生きる子供たちに、「無事である地球」を残さなければなりません。

「子供達の、子供達の、子供達のために。」を合言葉に、自然環境の回復をテーマに、水辺の景観、限られた資源のリサイクル、そしてゼロエミッションを視野に入れた事業展開を目指します。

(5) 廃棄物処理フローシート

図 1 参照

(6) 連絡先

オオノ開発株式会社 東温事業所（フレップとうおん）

上田 徹

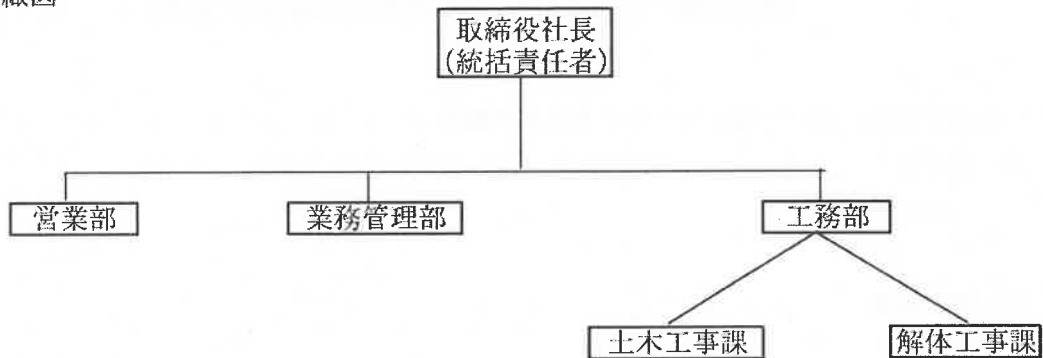
電話番号 089-966-4141

2. 計画期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

3. 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(1) 組織図



(2) 職務分担

職 名	役 割
取締役社長	・ 廃棄物処理統括責任者 ・ 廃棄物処理方針の策定 ・ 廃棄物処理に関する各種事項の承認
営業部	・ 受注活動時における廃棄物の抑制、管理 ・ 廃棄物処理委託契約 ・ 営業社員に対する教育の徹底
業務管理部	・ 廃棄物処理計画の作成 ・ 監督官庁との折衝、各種報告 ・ 管理記録の保管
工務部	・ 処理計画の実施 ・ 産業廃棄物の発生抑制、分別、再生利用の指示・確認 ・ 見直し
担当課	・ 各作業時における適正管理 ・ 各作業員に対する教育・訓練 ・ 下請業者への適正処理の維持徹底

4. 産業廃棄物の処理に関する事項

(搬出の抑制、分別、再生利用、処理に関する事項を含む)

(1) 基本的事項

- ① 産業廃棄物の適正処理を確保する為、関連する法令、その他の規則を遵守するとともに行政の環境施策に協力する。
- ② 発生した産業廃棄物は自ら処理することを原則とし、処理業者に委託する場合は最終処分に至るまで確認し的確に管理する。
- ③ 最終処分率の低減を図り、再生利用率を高める。

(2) 廃棄物処理の現状

廃棄物の発生量は、別紙のとおりであるが、大部分が解体工事での発生であり、発生量そのものを抑制するのは難しい。その為、排出時の徹底した分別により再生利用、中間処理による減量化が可能な状態となるようにして搬出している。搬出した廃棄物は当社東温処分場において更に分別の徹底を図り、適正処理に努めている。※“フレップとうおん”での処理工程については、別紙フロー（図 2）の通り。

(3) 目標・具体的取組

- ① “フレップとうおん”での再生利用、減容率の向上を図るため、排出現場における分別解体の徹底を図る。
- ② 従業員に対して、廃棄物管理の方法、分別解体の方法、又、現場搬出後の廃棄物の処理方法等を定期講習会を実施することにより取り組む。

(4) 廃棄物の処理に係る情報の収集・管理

行政主催の法令講習会、又産業廃棄物協会の活動に積極的に参加し、情報の収集を行う。又、入手した情報は取りまとめを行い、全従業員へ周知徹底を図る。

(5) 再資源化将来計画

発生廃棄物に対して、再資源化が可能となる様に、施設整備計画、処理計画を策定し、リサイクル率の向上に努める。

産業廃棄物処理工程図

図 2

